小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第８号
滋賀県犬上郡多賀町大字久徳564番地11
再生債務者　古川　匡昭
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年８月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月22日　大津地方裁判所彦根支部

平成１９年（再イ）第２０号
岐阜県土岐市駄知町1887番地の１
再生債務者　安藤　信男
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年11月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月22日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成１９年（再イ）第１３８号
福岡市城南区田島３丁目７番46号
再生債務者　山田　稔泰
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年11月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（再イ）第１号
北海道小樽市高島５丁目５番16号
再生債務者　本間　裕敏
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年５月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月22日　札幌地方裁判所小樽支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第５号
福島県白河市真舟２番地６　市営２―302号
再生債務者　緑川　由佳
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年８月18日
福島地方裁判所白河支部再生係

平成２２年（再イ）第３３３号
京都市伏見区久我森の宮町10番地の51
再生債務者　水流工建こと　水流　幸智
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年８月22日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１５号
北海道恵庭市中島町２丁目２番地の３
再生債務者　澤崎　照子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月12日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月26日から平成23年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第９号
福岡市城南区梅林１丁目６番31―210号
再生債務者　松永　信明
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月15日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月22日から平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１号
静岡県伊豆市熊坂1255番地の379
再生債務者　戸苅多津也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年９月５日まで
平成23年８月22日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（再ロ）第５号
福岡県春日市平田台３丁目152番地２セジュール・グレイス201号
再生債務者　菊川　　修
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年９月９日まで
平成23年８月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第１号
熊本市京町２丁目12番27号
再生債務者　北里　正子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年９月20日まで
平成23年８月22日
熊本地方裁判所民事第１部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2880番地６
再生債務者　濵田佐恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月19日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（再ロ）第１号
仙台市青葉区国見ヶ丘５丁目37番48号
再生債務者　阿部　　宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月22日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第１９号
大阪府枚方市楠葉並木１丁目10番１号
再生債務者　一色　直之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１０号
京都市下京区中堂寺櫛笥町18番地２く志げ五条205号
再生債務者　山内　一弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月22日
京都地方裁判所第５民事部再生係

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://impressholdings.com/info/profiles/ice.htm
（乙）http://impressholdings.com/info/profiles/tch.htm
平成二十三年八月三十日
東京都千代田区三番町二〇番地
（甲）株式会社Impress Comic Engine
代表取締役　瀬川　栄樹
東京都千代田区三番町二〇番地
（乙）株式会社Impress Touch
代表取締役　北川　雅洋

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）http://www.teibow.co.jp/
平成二十三年八月三十日
東京都千代田区一番町二バークサイドハウス七階　（甲）株式会社ルドベキア
代表取締役　中村　竜士
静岡県浜松市中区向宿一丁目二番一号
（乙）テイボー株式会社
代表取締役　松元　英俊